

## 西宮市立中央病院医療安全対策室設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市立中央病院に医療安全対策室（以下「安全対策室」という。）を設置する。

### (設置の目的)

第2条 安全対策室の設置は、インシデントの事例・事故分析を行い、医療事故などの防止策を立案するなど、安全な医療環境を整えることを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 安全対策室の所掌事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 医療にかかわる安全確保を目的とした報告から得られた事例について、その発生原因の分析を検討ならびに再発防止策の策定・周知・指導を行う。
- (2) 院内の医療安全管理のための研修及び教育計画の立案。
- (3) リスクマネジメントマニュアルの作成・改訂。
- (4) 医療安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成・保存、等。
- (5) その他、医療安全対策の推進に関すること。

### (構成)

第4条 安全対策室は、医療安全対策室室長（以下「室長」という。）及び医療安全管理者、医療機器安全管理責任者または実務者、医薬品安全管理責任者、医療技術部、看護部、事務局をもって構成する。

- (1) 室長及び室員は院長が指名する。

### (役割)

第5条 安全対策室員は専門職として、室の運営に尽力し、さらに各号に掲げる役割を担うものとする。

#### (1) 室長

第3条に掲げる事項について、チームの責任者としてリーダーシップを発揮し、医療安全対策全般にわたるコンサルテーション及び指導を行う。

#### (2) 臨床工学技士

医療機器に関連した基礎情報の提供および医療機器の適正使用についての指導やコンサルテーションを行う。

#### (3) 薬剤師

薬剤に関連した基礎情報の提供及び薬剤の適正使用についての指導やコンサルテーションを行う。

#### (4) 診療放射線技師

放射線検査の専門的な知識を持ち、医療安全情報の把握と情報提供を行う。

#### (5) 臨床検査技師

臨床検査の専門的な知識を持ち、医療安全情報の把握と情報提供を行う。

#### (6) 看護師

看護の専門的な知識を持ち、医療安全情報の把握と情報提供を行う。

#### (7) 医療安全管理者

安全対策室活動全般にわたってその窓口となり、各部門間の連絡や調整などを行い、室長と連携を図りながら中心的メンバーとしての役割を担う。

2 医療安全管理者は専門職として、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 安全管理部門の業務に関する企画立案および評価を行うこと。
- (2) 定期的に院内を巡視し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すると。
- (3) 各部門における医療事故防止担当者への支援を行うこと。
- (4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
- (5) 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。
- (6) 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。

(権限と責務)

第6条 安全対策室室員は設置の目的を遂行するために、次の各号に掲げる権限と責務を有する。

- (1) 第3条に掲げる事項について組織横断的に活動し、院内すべての施設に立ち入り、全診療科の診療録等の閲覧・点検を行うこと、並びに院内すべての部署の監視責任者へ、医療安全に関する指導・管理を行う権限を有する。
- (2) 第3条に掲げる事項について、院長及び医療安全管理委員会へ活動状況及び医療安全対策に関する意見を報告する責務を負う。
- (3) 室長が早急な介入が必要であると判断した場合は、院長の指示のもと第3条に掲げる事項について、医療安全管理委員会の承認を事後とすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、安全対策室の運営に関し必要な事項は、院長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程35条による改正付則)

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。